別紙

注意事項

1　入札参加資格

(1)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(7)　第５号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更正法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8)　都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

(9)　入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

2　保証金

入札（契約）保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

3　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4　落札決定方法

(1)　**消費税抜きの総品目総額**で入札するものとし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2)　同額の入札がある場合には、くじ引きにより落札者を決定するものとし、応札者が不在の場合は契約業務に関係のない職員をもってくじ引きを行うものとする。

5　入札の無効

(1)　第２項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2)　入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札

(3)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

6　契約書作成

(1)　落札者は、落札決定後遅滞なく『駐屯地用標準契約書』の様式により契約書等を作成提出する。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、納付した入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合は、落札価格の１００分の５に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

(2)　契約書に記載する金額は、落札金額に消費税相当額を加算した金額（１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

(3)　契約書には、適用する契約条項及び特約条項として、下記のとおり各条項を付す。

ア　基本契約条項

役務請負契約条項

イ　特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

7　代金の支払に関する事項
　請負代金の支払は、履行完了後、適法な請求書を受理した日から、３０日以内となります。

8　その他
(1)　入札書には、会計隊で提示又は東北方面会計隊のHPに掲載してある「入札及び契約心得」の「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を明記又は誓約書を提出すること**（明記又は提出がない場合は無効となります。）**
　※誓約事項の記載要領
　「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
(2)　入札書等には下記文言を必ず記載すること。
　「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。
(3)　予定価格に達しないときは再度入札を実施する。再度入札については、郵便入札者がいる場合は官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
(4)　電報・電話による入札は認めない。
(5)　入札日時に遅れた者の入札は認めない。
(6)　**入札参加者は、資格決定通知書（写し）を提出すること。**
(7)　代表者以外のものが入札に参加する場合は､入札時に委任状を提出すること。
(8)　仕様書・図面等の配布を受けた場合には、入札時に必ず返納すること。
(9)　郵便入札書受領期限
　令和８年１０月９日（金）１７時まで、本官の手元に届いたものに限り有効とする。郵便入札の際は、送付した旨契約担当者まで通知すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。
(10)　その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊船岡駐屯地　第４１６会計隊　契約班　　TEL 0224-55-2301 内線 **352**
FAX 0224-55-2304　　担当者　**齋藤**

仕様書等に関する問い合わせ先
陸上自衛隊船岡駐屯地　業務隊管理科　営繕班　　TEL 0224-55-2301 内線 **317**
担当者　**早坂**